

山梨県公報

第千八百六十七号

平成二十年

七月三日

木曜日

目次

道路の区域変更(二件)……………三八七
道路の供用開始……………三八七

公告

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定……………三八八
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の廃止……………三九二
介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の辞退……………三九二
保安林予定森林の所在不分明通知……………三九二
一般競争入札について……………三九三
開発行為に関する工事のうち公共施設に関する工事の完了について……………三九四

監査委員

外部監査人の監査の事務を補助させることができる旨の協議……………三九四

公安委員会

平成二十年度貴重品運搬警備業務二級検定の実施について……………三九五

告示

山梨県告示第二百九十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十年七月二十四日まで一般の縦覧に供する。
平成二十年七月三日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 市川三郷身延線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)

新	旧
八・四 五二〇・〇	七・四 一〇〇・〇
一六七・〇	一六七・〇

西八代郡市川三郷町岩間字下木戸一八一八番地先から
西八代郡市川三郷町岩間字丑新田四七九〇番の二地先まで

山梨県告示第二百九十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十年七月二十四日まで一般の縦覧に供する。
平成二十年七月三日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 高瀬富士線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)

南巨摩郡南部町富士字西根熊一五九三番地先から
南巨摩郡南部町富士字西根熊二七〇〇五番の二地先まで

山梨県告示第二百九十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十年七月二十四日まで一般の縦覧に供する。
平成二十年七月三日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区	間	延長(メートル)	供用開始の期日

県道	甲府市川三	中央市大田和字下土井外一九〇	五二〇・〇	平成二十年七月三日
郷線		〇番の一地先から 中央市大田和字大曲一九六四番 の一二地先まで		

公 告

● 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定
 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一條第一項、第四十六條第一項及び
 第五十三條第一項の規定により、次の者を指定居宅サービス事業者等として指定した。
 平成二十年七月三日

山梨県知事 横 内 正 明

名 称	所 在 地	介護保険事業所 番 号	サービスの種類	指定年月日
山本歯科医院	大月市大月町 大月一丁目二 〇番八号	一九三二四〇〇 三九二	介護予防居宅療 養管理指導（み なし）	平成二十年三月 十七日
山本歯科医院	大月市大月町 大月一丁目二 〇番八号	一九三二四〇〇 三九二	介護予防訪問リ ハビリテーショ ン（みなし）	平成二十年三月 十七日
山本歯科医院	大月市大月町 大月一丁目二 〇番八号	一九三二四〇〇 三九二	介護予防訪問看 護（みなし）	平成二十年三月 十七日
山本歯科医院	大月市大月町 大月一丁目二 〇番八号	一九三二四〇〇 三九二	居宅療養管理指 導（みなし）	平成二十年三月 十七日
山本歯科医院	大月市大月町 大月一丁目二 〇番八号	一九三二四〇〇 三九二	訪問リハビリテ ーション（みな し）	平成二十年三月 十七日

山本歯科医院	大月市大月町 大月一丁目二 〇番八号	一九三二四〇〇 三九二	訪問看護（みな し）	平成二十年三月 十七日
かじかナース ステーション	南巨摩郡身延 町身延三六三 七番地	一九六〇七九〇 〇六九	介護予防訪問看 護	平成二十年四月 一日
かじかナース ステーション	南巨摩郡身延 町身延三六三 七番地	一九六〇七九〇 〇六九	訪問看護	平成二十年四月 一日
きょうりつ 福祉用具セン ター	甲府市丸の内 二丁目九番一 八号 勤医協 ビル七階	一九七〇一〇二 五一一	介護予防福祉用 具貸与	平成二十年四月 一日
きょうりつ 福祉用具セン ター	甲府市丸の内 二丁目九番一 八号 勤医協 ビル七階	一九七〇一〇二 五一一	福祉用具貸与	平成二十年四月 一日
クレイン農業 協同組合 ポ ツケの会事務 所	上野原市上野 原二〇三七番 地一	一九七二五〇〇 二二七	介護予防訪問介 護	平成二十年四月 一日
ケアサポート さくら	上野原市上野 原二〇六〇番 地 市川コー ポ一〇二	一九七二〇〇〇 一一九	居宅介護支援	平成二十年四月 一日
サンクール石 和介護施設	笛吹市石和町 松本四一六番 地一	一九七二八〇〇 四六九	介護予防短期入 所生活介護	平成二十年四月 一日

サンケール石和介護施設	笛吹市石和町 松本四一六番地一	一九七二八〇〇 四六九	介護予防通所介護	平成二十年四月一日
サンケール石和介護施設	笛吹市石和町 松本四一六番地一	一九七二八〇〇 四六九	居宅介護支援	平成二十年四月一日
サンケール石和介護施設	笛吹市石和町 松本四一六番地一	一九七二八〇〇 四六九	短期入所生活介護	平成二十年四月一日
サンケール石和介護施設	笛吹市石和町 松本四一六番地一	一九七二八〇〇 四六九	通所介護	平成二十年四月一日
しらかべ歯科医院	南都留郡富士河口湖町船津七五九七番地一	一九三三三〇〇 五二七	居宅療養管理指導(みなし)	平成二十年四月一日
デイサービスよりあいどころ・ほくと・さくら苑	北杜市長坂町白井沢一七二番地一九	一九七一九〇〇 三五〇	介護予防通所介護	平成二十年四月一日
デイサービスよりあいどころ・ほくと・さくら苑	北杜市長坂町白井沢一七二番地一九	一九七一九〇〇 三五〇	通所介護	平成二十年四月一日
なでしこの家	甲府市上今井町六五九番地三	一九七〇一〇二 五〇三	介護予防通所介護	平成二十年四月一日
なでしこの家	甲府市上今井町六五九番地	一九七〇一〇二 五〇三	通所介護	平成二十年四月一日

はなぶさ介護保険タクシー株式会社	上野原市桑久保八六四番地	一九七二〇〇〇 二二七	介護予防訪問介護	平成二十年四月一日
はなぶさ介護保険タクシー株式会社	上野原市桑久保八六四番地	一九七二〇〇〇 二二七	訪問介護	平成二十年四月一日
みさき薬局田富	中央市布施二〇六七番地一	一九四三三二〇 一九二	介護予防居宅療養管理指導(みなし)	平成二十年四月一日
みさき薬局田富	中央市布施二〇六七番地一	一九四三三二〇 一九二	居宅療養管理指導(みなし)	平成二十年四月一日
介護サービスリアン	山梨市小原西七四〇番地二メゾン小菅一〇二	一九七〇二〇〇 二九九	介護予防訪問介護	平成二十年四月一日
介護サービスリアン	山梨市小原西七四〇番地二メゾン小菅一〇二	一九七〇二〇〇 二九九	訪問介護	平成二十年四月一日
恵信ケアセンター 訪問リハビリテーション事業所	甲州市塩山上於曾一一九五番地	一九五〇三八〇 〇〇四	介護予防訪問リハビリテーション	平成二十年四月一日
恵信ケアセンター 訪問リハビリテーション事業所	甲州市塩山上於曾一一九五番地	一九五〇三八〇 〇〇四	訪問リハビリテーション	平成二十年四月一日

慈生園訪問介護事業所	南巨摩郡南部町中野二八四七番地	一九七〇七〇〇〇七四	介護予防訪問介護	平成二十年四月一日
勝俣歯科医院	富士吉田市下吉田三八九番地	一九三二二〇〇五八六	介護予防居宅療養管理指導(みなし)	平成二十年四月一日
勝俣歯科医院	富士吉田市下吉田三八九番地	一九三二二〇〇五八六	介護予防訪問リハビリテーション(みなし)	平成二十年四月一日
勝俣歯科医院	富士吉田市下吉田三八九番地	一九三二二〇〇五八六	介護予防訪問看護(みなし)	平成二十年四月一日
勝俣歯科医院	富士吉田市下吉田三八九番地	一九三二二〇〇五八六	居宅療養管理指導(みなし)	平成二十年四月一日
勝俣歯科医院	富士吉田市下吉田三八九番地	一九三二二〇〇五八六	訪問リハビリテーション(みなし)	平成二十年四月一日
勝俣歯科医院	富士吉田市下吉田三八九番地	一九三二二〇〇五八六	訪問看護(みなし)	平成二十年四月一日
短期入所療養介護施設ほくと診療所	北杜市明野町上手五二〇番地	一九七一九〇〇三四三	介護予防短期入所療養介護	平成二十年四月一日
短期入所療養介護施設ほくと診療所	北杜市明野町上手五二〇番地	一九七一九〇〇三四三	短期入所療養介護	平成二十年四月一日
福祉用具セン	韮崎市水神一	一九七〇九〇〇	介護予防福祉用具	平成二十年四月一日

タイ暮らしの相談室 つか楽	丁目一〇番六号	二二九	具貸与	一日
福祉用具セン ター 暮らしの相談室 つか楽	韮崎市水神一丁目一〇番六号	一九七〇九〇〇二二九	福祉用具貸与	平成二十年四月一日
有限会社 ひだまり	韮崎市旭町上條北割二七四五番地	一九七〇九〇〇二三七	居宅介護支援	平成二十年四月一日
みさき薬局 北新	甲府市北新一丁目一番一九号	一九四〇一一三 四〇八	介護予防居宅療養管理指導(みなし)	平成二十年四月八日
みさき薬局 北新	甲府市北新一丁目一番一九号	一九四〇一一三 四〇八	介護予防居宅療養管理指導(みなし)	平成二十年四月八日
山田ハートク リニク	甲府市北新一丁目一番二〇号	一九二〇一〇五 四〇〇	介護予防居宅療養管理指導(みなし)	平成二十年四月八日
山田ハートク リニク	甲府市北新一丁目一番二〇号	一九二〇一〇五 四〇〇	介護予防訪問リハビリテーション(みなし)	平成二十年四月八日
山田ハートク リニク	甲府市北新一丁目一番二〇号	一九二〇一〇五 四〇〇	介護予防訪問看護(みなし)	平成二十年四月八日
山田ハートク リニク	甲府市北新一丁目一番二〇号	一九二〇一〇五 四〇〇	居宅療養管理指導(みなし)	平成二十年四月八日

山田ハートク リニツク	甲府市北新一 丁目一番二〇 号	一九二〇一〇五 四〇〇	訪問リハビリテ ーション(みな し)	平成二十年四月 八日
山田ハートク リニツク	甲府市北新一 丁目一番二〇 号	一九二〇一〇五 四〇〇	訪問看護(みな し)	平成二十年四月 八日
サンコート勝 沼 デイサー ビスセンター	甲州市勝沼町 山一四〇九番 地五	一九七三二〇〇 一〇七	介護予防通所介 護	平成二十年四月 十四日
サンコート勝 沼 デイサー ビスセンター	甲州市勝沼町 山一四〇九番 地五	一九七三二〇〇 一〇七	通所介護	平成二十年四月 十四日
あおい居宅介 護支援事業所	笛吹市石和町 八田一五番地 三	一九七二八〇〇 四七七	居宅介護支援	平成二十年四月 十六日
響ストレスケ ア〜こころと からだの診療 所	甲斐市中下条 一九三三番地 一の二F	一九二一七〇〇 五七一	介護予防居宅療 養管理指導(み なし)	平成二十年四月 十六日
響ストレスケ ア〜こころと からだの診療 所	甲斐市中下条 一九三三番地 一の二F	一九二一七〇〇 五七一	介護予防訪問リ ハビリテーショ ン(みなし)	平成二十年四月 十六日
響ストレスケ ア〜こころと からだの診療 所	甲斐市中下条 一九三三番地 一の二F	一九二一七〇〇 五七一	介護予防訪問看 護(みなし)	平成二十年四月 十六日
響ストレスケ ア〜こころと からだの診療 所	甲斐市中下条 一九三三番地 一の二F	一九二一七〇〇 五七一	居宅療養管理指 導(みなし)	平成二十年四月 十六日

からだの診療 所	一の二F			
響ストレスケ ア〜こころと からだの診療 所	甲斐市中下条 一九三三番地 一の二F	一九二一七〇〇 五七一	訪問リハビリテ ーション(みな し)	平成二十年四月 十六日
響ストレスケ ア〜こころと からだの診療 所	甲斐市中下条 一九三三番地 一の二F	一九二一七〇〇 五七一	訪問看護(みな し)	平成二十年四月 十六日
響ストレスケ ア〜こころと からだの診療 所	富士吉田市上 ケアクリニツ ク	一九二二二〇 一五八	介護予防居宅療 養管理指導(み なし)	平成二十年四月 十六日
響ストレスケ ア〜こころと からだの診療 所	富士吉田市上 ケアクリニツ ク	一九二二二〇 一五八	介護予防訪問リ ハビリテーショ ン(みなし)	平成二十年四月 十六日
響ストレスケ ア〜こころと からだの診療 所	富士吉田市上 ケアクリニツ ク	一九二二二〇 一五八	介護予防訪問看 護(みなし)	平成二十年四月 十六日
響ストレスケ ア〜こころと からだの診療 所	富士吉田市上 ケアクリニツ ク	一九二二二〇 一五八	居宅療養管理指 導(みなし)	平成二十年四月 十六日
響ストレスケ ア〜こころと からだの診療 所	富士吉田市上 ケアクリニツ ク	一九二二二〇 一五八	訪問リハビリテ ーション(みな し)	平成二十年四月 十六日
響ストレスケ ア〜こころと からだの診療 所	富士吉田市上 ケアクリニツ ク	一九二二二〇 一五八	訪問看護(みな し)	平成二十年四月 十六日

山梨ケアサー ビス	中巨摩郡昭和 町押越一〇三 一番地一九	一九七〇八〇一 〇二一	介護予防訪問介 護	平成二十年四月 十八日
山梨ケアサー ビス	中巨摩郡昭和 町押越一〇三 一番地一九	一九七〇八〇一 〇二一	訪問介護	平成二十年四月 十八日
デイサービス センター陽だ まり	西八代郡市川 三郷町高田一 〇九七番地一	一九七〇六〇〇 三九九	介護予防通所介 護	平成二十年四月 二十日
デイサービス センター陽だ まり	西八代郡市川 三郷町高田一 〇九七番地一	一九七〇六〇〇 三九九	通所介護	平成二十年四月 二十日
陽だまり居宅 介護支援事業 所	西八代郡市川 三郷町高田一 〇九七番地一	一九七〇六〇〇 三八一	居宅介護支援	平成二十年四月 二十日

● 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の廃止
 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定により、次の指定居宅サ
 ービス事業者から指定居宅サービス事業の廃止の届出があった。
 平成二十年七月三日

山梨県知事 横 内 正 明

名称	所在地	介護保険事業所 番号	サービスの種類	廃止年月日
有限会社 幸 英介護支援サ ービス	甲州市塩山千 野三六八五番 地	一九七〇三〇〇 〇八一	訪問介護	平成二十年四月 十八日

● 介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の辞退
 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第一一三条の規定により、次の指定介護療

養型医療施設から指定介護療養型医療施設の辞退の届出があった。
 平成二十年七月三日

山梨県知事 横 内 正 明

名称	所在地	介護保険事業所 番号	サービスの種類	辞退年月日
大月市立中央 病院 介護療 養型医療施設	大月市大月町 花咲一二二五 番地	一九一一四一〇 四一一	介護療養型医療 施設	平成二十年三月 三十一日

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知
 森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十
 条の規定による保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明なた
 め、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を甲府市役所に掲示したので、その要
 旨を次のとおり公告する。
 平成二十年七月三日

山梨県知事 横 内 正 明

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	登記済みの権利者	備考
甲府市御岳町字湯平三二八五の七二、三二八五 の七五	藤原 智 冲田 一男 藤原 睦男	地上権
甲府市御岳町字湯平三二八五の三三、三二八五 の七二、三二八五の七五から三二八五の八四ま で	見藤 千代治	地上権

- 一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び登記済みの権利者
- 二 保安林として指定された目的
 水源のかん養
- 三 変更後の指定施業要件
 (一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び甲府市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施設要件変更の予定告示
平成二十年六月九日山梨県告示第百六十四号

● 一般競争入札について
次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十年七月三日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 一般競争入札に付する事項
 - 1 借入物品等の名称及び数量
農業農村整備事業標準積算システム「クライアント」機器等 一式
 - 2 借入物品等の仕様等
入札説明書で定める内容等であること。
 - 3 借入期間
平成二十年十月一日から平成二十四年九月三十日まで
 - 4 借入場所
知事が指定する場所
- 二 一般競争入札の参加資格
 - 1 平成二十年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成二十年山梨県告示第百七号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。
 - 2 この公告に示した借入物品等を確実に納入できると知事が判断した者であること。
 - 3 借入する物品等に係るアフターサービスを知事の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

4 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

三 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県農政部
耕地課技術管理担当 電話〇五五 二二三 一六二七

2 入札説明書の交付方法

この公告の日から平成二十年七月十一日（金）までの山梨県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三の1の交付場所において交付する。

3 入札説明会の日時及び場所

平成二十年七月八日（火）午後二時 山梨県庁北別館六〇一会議室

4 入札参加資格確認申請書の提出方法

この公告の日から平成二十年七月二十二日（火）までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに三の1の場所に持参すること。

5 入札及び開札の日時及び場所

平成二十年八月十二日（火）午後二時 山梨県庁北別館六〇一会議室

6 郵送による入札書の受領期限及び場所

平成二十年八月十一日（月）午後四時までに、三の1に定める場所に必着すること。

7 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札説明書に記載した入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札、その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号、以下「規則」という。）第百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とす

- 9 落札者の決定方法
 規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 四 その他

1 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札保証金

免除

3 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 契約書作成の要否

要

5 長期継続契約

この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」(平成十七年山梨県条例第九十号)に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があつた場合は、当該契約を解除することができる。

6 その他

詳細は、入札説明書に示す。

Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured

Agricultural land improvement cost estimate client system computer

1 set

2 Date and time for tender

2:00PM August 12,2008

3 Bureau in charge

Agricultural Land Improvement Division, Yamanashi Prefectural Government,

1-6-1 Marunouchi Kofu-shi Yamanashi-ken 400-8501 JAPAN TEL055-223-1627

● 開発行為に関する工事のうち公共施設に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る開発行為に関する工事のうち次の公共施設に関する工事は、完了した。

平成二十年七月三日

山梨県知事 横内 正 明

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
 富士吉田市新倉字下谷倉二九〇五の二、二九〇五の三及び二九〇六の二の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道 路	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を富士・東部建設事務所及び富士吉田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 東京都目黒区中根二丁目三番十九号 株式会社牧野フライス製作所 取締役社長 牧野一郎

監査委員

山梨県監査委員告示第十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十二第二項の規定により、包括外部監査人古屋俊一郎の監査の事務を補助させることができる旨の協議が調つたので、次のとおり告示する。

平成二十年七月三日

山梨県監査委員	横 森 良 照
同	中 込 孝 元
同	清 水 武 則
同	高 野 剛

補助する者の氏名	補助する者の住所	補助できる期間
久保嶋 仁	山梨県甲府市屋形三 五 二二三	平成二十年七月一日〜平成二十一年一月三十一日
加藤 隆 博	山梨県南アルプス市飯野三四五六	平成二十年七月一日〜平成二十一年一月三十一日

矢野 邦夫	山梨県甲府市中央四 七 十五	平成二十年七月一日～ 平成二十一年一月三十一日
小俣 光文	山梨県大月市初狩町下初狩一八五 二一	平成二十年七月一日～ 平成二十一年一月三十一日
田中 佑幸	山梨県甲府市北口一 九 二十四	平成二十年七月一日～ 平成二十一年一月三十一日
有賀 裕之	山梨県甲府市緑が丘二 十五	平成二十年七月一日～ 平成二十一年一月三十一日

公安委員会

●平成二十年年度貴重品運搬警備業務二級検定の実施について
警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二十三条第一項に規定する検定を次のとおり実施する。

平成二十年七月三日

山梨県公安委員会

委員長 丸 茂 紀 彦

- 一 検定を実施する警備業務の種類及び級
貴重品運搬警備業務二級
- 二 実施日時
平成二十年十月三日（金）午前九時から午後五時まで
- 三 実施場所
甲府市小瀬町八百四十番地 小瀬スポーツ公園内武道館及び第三駐車場（〇五五
二四三 三一一一）
- 四 受検定員
三十人
- 五 受検資格
山梨県内に住所を有する者又は山梨県内の営業所に属する警備員
- 六 検定方法及び内容
1 検定の方法

学科試験及び実技試験により行う。
なお、学科試験は、実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対して、
実技試験は行わない。

2 検定の内容

(一) 学科試験

(1) 警備業務に関する基本的な事項

(2) 法令に関すること。

(3) 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(4) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(二) 実技試験

(1) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(2) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

七 受検の手続

1 事前申込手続

(一) 事前申込みの方法

検定を受けようとする者は、山梨県警察本部生活安全部生活安全企画課（受付専用電話〇五五 二二七 七八三〇）あてに事前に申込みを行い、受理番号を取得すること（電話一本につき一人の受付とし、受付専用電話以外での受付は行わない。）。

(二) 事前申込受付期間

平成二十年八月二十五日（月）及び同月二十六日（火）の午前九時から午後五時まで

なお、先着順に受け付け、事前申込受付期間内であっても、申込人員が定員に達した場合は、受付を締め切る。

2 受検申請手続

1の事前申込手続を行い、受理番号を取得した者は、次により検定の申請を行うこと。

(一) 受検申請受付期間等

平成二十年八月二十七日（水）から同月二十九日（金）までの午前九時から午後五時まで。ただし、郵送による申請は、受け付けない。

(二) 提出書類

- (1) 検定申請書 一通
 - (2) 写真 二枚（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）
 - (3) 次の書面のうちいずれかに該当するもの 一通
 - ア 山梨県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面（住民票（外国人にあつては、外国人登録証明書）の写し、自動車運転免許証の写しなど）
 - イ 山梨県内の営業所に属する警備員にあつては、当該営業所に属することを疎明する書面（営業所所属証明書）
 - ロ 代理人が検定申請書を提出する場合は、本人からの委任状
 - (4) 検定手数料
- 検定手数料は、検定申請書の提出時に一万六千円に相当する額面の山梨県収入証紙により納付すること。
- なお、検定手数料は申請を取り消し、又は受検しなかつた場合でも還付しない。
- (四) 申請書類の提出先
- 提出する次の書面の区分に応じ、(二)に掲げる書類を該当する警察署に提出し、受理番号を申告すること。
- (1) (二)アの書面を提出する場合は、住所地を管轄する警察署
 - (2) (二)イの書面を提出する場合は、当該営業所の所在地を管轄する警察署
- 3 受検票の交付
- 受検票は、受検申請受付期間終了後に検定申請書を提出した警察署を通じて交付する。
- 八 携行品
- 受検票、筆記用具及び室内用運動靴
- 九 その他
- 1 検定の受付は、検定当日の午前八時三十分から午前八時五十分までの間に武道館正面玄関ロビーにおいて行う。
 - 2 検定合格者には、検定終了後に成績証明書を交付する。
 - 3 検定についての質疑は、山梨県警察本部生活安全全部生活安全企画課（電話〇五五二三五 二二二一内線三〇二二）に問い合わせること。